

楽園信州プロモーション革新会議企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 3 月 3 日

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 事務局長

1 業務の概要

(1) 業務名

楽園信州プロモーション革新会議企画運営等業務

(2) 業務の目的

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（以下協議会）では、長野県、市町村及び民間団体等が連携し、移住推進に向け取り組んでいるが、更なる移住・二地域居住の促進及び関係人口の創出・拡大に向け、県・市町村等の実施するプロモーション（以下、「移住等プロモーション」という。）について、よりターゲットに効果的に響くプロモーションへの変革を図るための会議として「楽園信州プロモーション革新会議」を協議会内に設置する。また、併せて研修会を実施し、移住等プロモーションのスキルアップを図る。

(3) 業務内容

- ① 「楽園信州プロモーション革新会議」（以下、「会議」という。）の企画、運営
- ② 移住等プロモーションのスキルアップのための研修会の企画・運営

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 総論
 - ア 類似事業実績
 - イ 実施体制
- ② 会議の企画・運営
 - ア 会議の構成及び内容への提案
 - イ 事業スケジュール
- ③ 移住等プロモーションのスキルアップのための研修会の企画・運営
 - ア 研修内容
- ④ 上記①～③の項目に加えて特に提案する事項やアピールする点
- ⑤ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内

- (7) 履行期間又は履行期限
契約の日から令和8年2月27日まで
- (8) 費用の上限額
3,672,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び長野県財務規則第120条第1項に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納している者であること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会が行うプレゼンテーション審査及びその後の打合せ等に参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限(5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類の取りまとめ様式
様式第3号の附表による
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 事務局 (長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係) 担当：大平 電話 026-235-7024 FAX 026-235-7397 メール iju@pref.nagano.lg.jp
--

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年3月11日(火)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限まで田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(任意様由)により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和7年3月7日(金)10時30分から11時30分

(2) 開催方法 オンラインにて実施

業務説明会の参加を希望する場合は、以下のフォームからお申し込みください。Zoom 接続アドレス等をメールにて連絡します。公募型プロポーザル方式に応募する場合、この説明会への参加は必須です。

参加申込フォーム：<https://forms.office.com/r/b4nFs6BCFk>

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年3月12日(水)午後5時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長が求める企画提案項目に係る質問

及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和7年3月14日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

① 企画書（任意様式）

ア A4版の任意様式（A3折りたたみ可）

イ ページ数は概ね30ページ以内とすること。

ウ 別添「仕様書（案）」に留意すること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

② 経費見積書

③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年3月19日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出部数 6部+電子データ1部

④ 提出方法 持参または郵送による提出とします。電子データの提出はメールとします。ただし、郵送の場合は提出期限まで田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを3(4)の担当者に確認してください。また、電子データでの提出にあたっては、原則大容量ファイル転送サービス等を利用してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

	項目	評価内容	配点
1 総論	ア 類似事業実績	類似事業の履行実績などから、各業務の運営が円滑に行うことが見込まれるか。	10
	イ 業務の実施体制	人員体制が整っており、事業の進捗管理や当日の運営が適切に行える体制となっているか。	10
2 楽園信州プロモーション革新会議の企画・運営	ア 会議の構成及び内容への提案	内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的であるか。	20
	イ 事業スケジュール	実施計画やスケジュールが具体的かつ明確になっており、円滑な事業運営が期待できるか。	20
3 移住等プロモーションスキルアップのための研修会の企画・運営	ア 研修会の内容	内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的であるか。	20
4 その他業務の目的を達するために有効な事項		その他、創意工夫など優れた点があるか。	10
5 業務に要する経費及びその内訳		事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、業務内容や効果等からみて適切であるか	10
合計			100

(7) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ 4 者以上の提出があった場合は、書類による 1 次審査を行います。なお、応募者が 1 者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。
- ④ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）
ア 日時 令和 7 年 3 月 25 日（火）
イ 場所 オンライン

※詳細は対象事業者あてに改めてご案内します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に対して非選定理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 事務局 (長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係) 電話 026-235-7024 FAX 026-235-7397 メール iju@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。